

第3号議案 2025（令和7）年度事業計画

DPI 北海道ブロック会議（以下、DPI 北海道）は、DPI 日本会議の地方組織として、2025 年 5 月 31 日にオンラインで開催された「2025 年度 DPI 日本会議総会」で確認された DPI 日本会議の方針と DPI ビジョン 2030、また DPI 北海道の設立趣意書や定款、地域のニーズに基づき、以下の課題を中心に活動を進める。障害児・者の尊厳と権利が尊重され、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指し、DPI 日本会議や関係団体と連携しながら取り組みを進める。

1. 障害者に関わる課題

- （1）障害者の生活全般に関わる課題に関する調査・研究・検討・議論、提言等や必要な取り組みを進めるために「理事会（2 カ月に 1 回）」、「役員会議（必要に応じて）」及び「居宅支援に関する勉強会（第 2、第 4 火曜日、都合により変更あり）（18:30～20:30）」等を原則として Zoom またはハイブリッドで開催する。
- （2）北海道に設置されている北海道障がい者施策推進審議会の委員に山崎事務局長が引き続き意見を反映する。北海道福祉サービス第三者評価事業評価機関認証委員会及び基準等委員会の各委員に故小谷副議長の後任として最上理事、札幌市障がい者によるまちづくりサポーター会議に永島理事が就任し障害当事者として意見を伝える。

2. 障害者の権利擁護の推進

障害者の権利擁護を進めるために障害者差別解消法及び北海道障がい者条例等を活用した取り組みを進める。北海道障がい者施策推進審議会の委員に山崎事務局長が再任し、北海道障がい者条例の推進にあたっては、石狩圏域地域づくり推進員に今田事務局長補佐が就任していることから法制度の実効性を高めるために取組む。また、札幌市共生社会推進協議会委員の紺野副議長が再任し、引き続き取組みを進める。

3. 地域生活の確立

常時介助や医療的ケアが必要であっても安心・安全に地域生活ができるための環境を確保するための取り組みを進める。今年度の取り組みとしては以下のとおりとする。

- （1）2020 年度から取組みはじめた札幌市で導入した非定型の支給決定に関する課題について、今年 4 月 1 日に「非定型申請の手引書」を大幅に改正させることを実現したが、継続して札幌市自立支援協議会の「重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチーム」として研修会等を実

施するなど、今後二度と「見守り」の概念を札幌市に曲解されないよう取り組む。

- (2) 医療・福祉系の大学等との連携及び動画を活用して、福祉・介護人材不足を解消するために取り組む。
- (3) 医療法人稲生会と連携して重度障害者の在宅介護や医療的ケア等を充実させるべく、また障害者の受診が抑制されるような医療機関におけるバリアを解消するために取り組む。
- (4) 北海道に設置されている北海道障がい者施策推進審議会の委員である山崎事務局長、北海道障害者介護給付費等不服審査会の委員である紺野副議長、また北海道自立支援協議会の委員である佐藤議長が引き続き障害当事者の立場から意見を反映する。

4. インクルーシブ教育（共生・共学）の推進

- (1) 「インクルネットほっかいどう」の構成団体として、障害の有無や程度に関わりなく、すべての子どもが共に学び、ともに育つことができるインクルーシブ教育を実現するための取り組みを進める。
- (2) 北海道教育委員会等の関係機関に対し、インクルーシブ教育の実現と必要な合理的配慮を確保するための要請及び協議を継続する。
- (3) インクルーシブ教育に関係する学習会や集会等に積極的に参加する。

5. 雇用・就労の推進

2022年度から札幌市で実施されている「重度障害者等就労支援特別事業」において、課題等があれば必要に応じて協議検討を行う。

6. 様々なバリアフリーの推進

- (1) 「ほっかいどう障がい福祉プラン」に基づき、ハード・ソフト両面の社会的障壁を解消するために、多面的な取り組みを推進する。
- (2) 北海道運輸局移動等円滑化評価会議北海道分科会において障害当事者の視点を代表して意見を述べる。
- (3) JR新函館北斗駅のエレベーターの大型化への問題整理及び検討と対応を引き続き実施する。
- (4) 北海道ボールパークFビレッジについては、引き続き意見交換や状況に応じた対応を行うとともに、必要に応じて現場視察も実施する。
JR北海道に対し、エスコンフィールド北海道の近くに出来る新駅（仮称：ボールパーク駅）の工事着工前にバリアフリーに関する意見交換の場を設けるよう要望する。

7. 優生保護法に関する取り組み

「優生保護法被害者を支える市民の会・北海道（以下、支える市民の会）」の構成団体として、以下の取組みを行う。

- （１）2022 年度より故小谷副議長と山崎事務局長が共同代表に就任している「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会（優生連）」の共同代表者会議及び全体会議や集会等に参加する。
- （２）今年 7 月よりはじまる①第 1 作業部会：被害者の被害回復にむけた作業部会、②第 2 作業部会：人権教育・啓発等作業部会、③第 3 作業部会：偏見差別の根絶にむけた作業部会のいずれかに参画し、障害当事者の立場から意見反映する。
- （３）支える市民の会として、北海道に対し、一時金支給制度や補償金法に関してより多くの被害者に周知されるよう、広報のあり方について要望書提出及び意見交換を行う。

8. 恵庭市遠藤牧場障害者事件訴訟に関する取組み

一昨年、恵庭市の遠藤牧場において住み込みで働いていた 3 名の知的障害者が原告となり、遠藤牧場の経営者であり元恵庭市議会議員・元同議会議長（故人）の妻と子並びに恵庭市を被告として、提起された訴訟について引き続き傍聴行動や集会等に参加する。

9. 海外の障害者に関する協力等

SDGs 北海道メジャーグループの構成団体として、引き続き活動を継続する。また、今年度から 3 年間、JICA の委託事業として障害者就労促進を大きなテーマにした研修事業を DPI 日本会議とともに行なう。研修参加者は 8 名（8 か国）を予定。北海道では行政や地元の企業、障害者就労に取り組んでいる事業所の協力を得ながら今年 9 月末からの 3 週間の研修に取り組むことを予定している。